

受給者各位

福岡市保健医療局精神保健・難病対策部精神保健・難病対策課長
(難病疾病対策係)

令和8年度 特定医療費（指定難病）受給者証更新のご案内

お手持ちの特定医療費（指定難病）受給者証は、令和8年10月31日で有効期間が終了します。
11月1日以降も引き続き受給者証を使用する場合は、更新手続きが必要です。

I 更新手続きの流れ

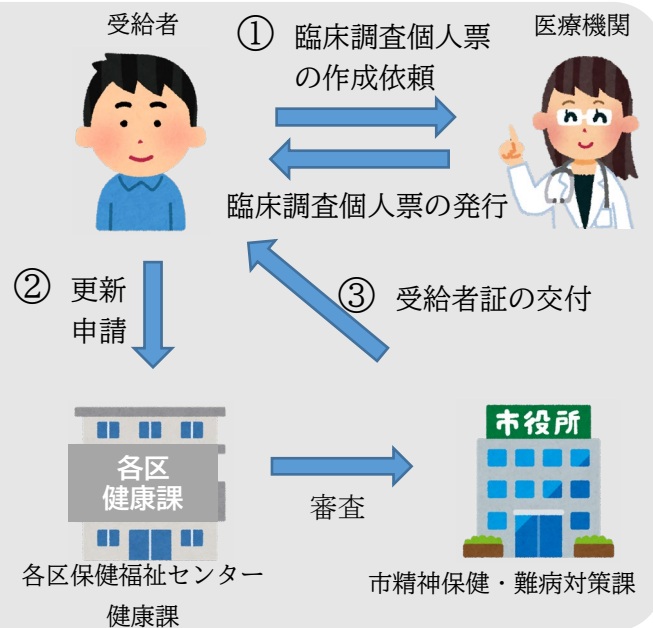
① 医療機関へ臨床調査個人票（診断書）の作成を依頼する



② 必要書類を揃えて各区保健福祉センター 健康課へ更新申請書を提出する



③ 新しい受給者証の交付を受ける
※審査の結果不認定となった場合は、不認定通知書が交付されます



II 申請受付期間と結果通知の時期

申請の受付日によって結果通知（受給者証の交付または不認定通知）の時期が異なります。

	申請受付期間（土・日・祝日は除く） 【受付時間】午前9時～12時、午後1時～5時		結果通知（発送予定）
推奨 期間	第1回 6月8日（月）から 7月10日（金）まで	⇒	令和8年10月中旬
	第2回 7月13日（月）から 8月14日（金）まで	⇒	令和8年10月下旬
	第3回 8月17日（月）から 9月11日（金）まで	⇒	令和8年11月下旬
	第4回 9月14日（月）から 10月30日（金）まで	⇒	令和8年12月下旬

(1) 受付期間の第2回目（最終受付日8月14日）までに申請をされた場合は、現在の受給者証の有効期間内（10月31日まで）に新しい受給者証（または不認定通知）を発送いたします。

① 受付期間の第3回目以降に申請をされた場合、11月1日以降、新しい受給者証が届くまでは医療機関窓口での自己負担額が増える場合がありますので、お早めに申請されることをお勧めします。

② 有効期限が切れたまま新しい受給者証が発行される前に自己負担上限月額を超える医療費が発生した場合は、一旦自己負担し、受給者証交付後、結果通知に同封される特定医療費（指定難病）請求書にて償還払い（払戻し）手続きをしていただく必要があります。ただし、不認定となった場合には払戻しはできません。

(2) 審査の結果、認定された場合は令和 8 年 11 月 1 日から令和 9 年 10 月 31 日までの受給者証を送付します。

(3) 更新手続きの最終締切日は令和 8 年 10 月 30 日までです。令和 8 年 11 月 1 日以降に申請された場合は、新規申請として受け付けとなりますのでご注意ください。

(4) 受給者証記載の指定難病によって人工呼吸器等を装着している場合には、人工呼吸器等装着者認定の申請をすることができますので、早めに受付窓口までご相談ください。

(5) 審査のために追加書類の提出をお願いすることもありますのでご了承ください。

(6) お預かりする個人情報、福岡市難病講演会のご案内に使用させていただく場合があります。ご案内が不要の方は、お手数ですがその旨お申し出くださいますようお願いいたします。

Ⅲ 提出先と問い合わせ先

(1) 住所地の各区保健福祉センター健康課へ申請してください。

(2) 提出書類についてご不明な点等ございましたら、お住まいの区の「健康課 健康づくり係」の難病担当にお問い合わせください。

(3) 郵送による申請をご希望の場合は、お住まいの区の受付窓口事前に相談のうえ郵送してください。

受付窓口	電話番号・FAX 番号	所在地
東区健康課 56 番窓口 別館 2 階	電話 092-645-1078 FAX 092-651-3844	〒812-0053 福岡市東区箱崎 2-54-27
博多区健康課 26 番窓口 博多区役所 6 階	電話 092-419-1091 FAX 092-441-0057	〒812-8512 福岡市博多区博多駅前 2-8-1
中央区健康課 4 番窓口 あいれふ 6 階	電話 092-761-7340 FAX 092-734-1690	〒810-0073 福岡市中央区舞鶴 2-5-1
南区健康課 74 番窓口 保健福祉センター 2 階	電話 092-559-5116 FAX 092-541-9914	〒815-0032 福岡市南区塩原 3-25-3
城南区健康課 2 番窓口 別館 2 階	電話 092-831-4261 FAX 092-822-5844	〒814-0103 福岡市城南区鳥飼 5-2-25
早良区健康課 7 番窓口 第 2 別館 2 階	電話 092-851-6012 FAX 092-822-5733	〒814-0006 福岡市早良区百道 1-18-18
西区健康課 39 番窓口 別館 2 階	電話 092-895-7073 FAX 092-891-9894	〒819-0005 福岡市西区内浜 1-4-7

1. 申請に必要な書類

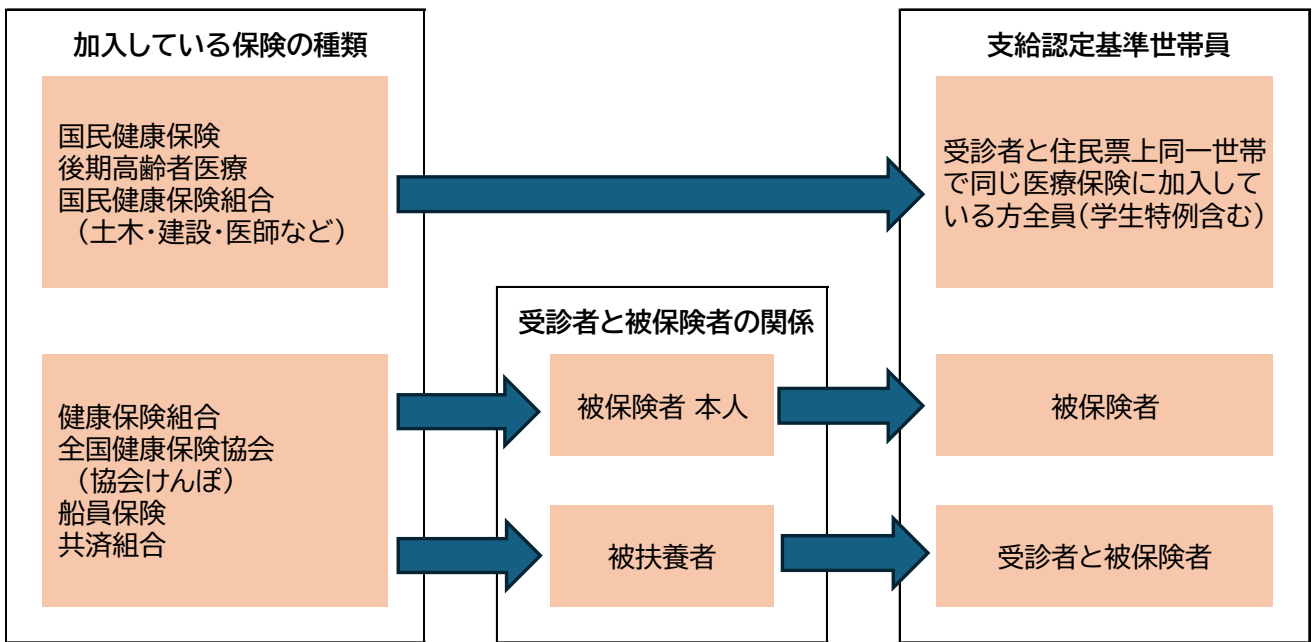
※支給認定基準世帯員とは、国民健康保険・後期高齢者医療・国民健康保険組合に加入している方は同じ健康保険加入者全員、社会保険に加入している方は受給者本人と被保険者のことを言います。4ページをご参照ください。

チェック	提出書類等	説明
<input type="checkbox"/>	①特定医療費(指定難病)支給認定申請書(更新)(様式第11号)	<p>※窓口混雑緩和のため、事前に記入の上、ご来庁ください。</p> <p>○ 用紙はこの案内に同封してお送りしています。各区健康課窓口または市ホームページからも取得できます。</p>
<input type="checkbox"/>	②特定医療費(指定難病)受給者証(原本)	○ 現在お持ちのもの(前年の受給者証もできればお持ちください。)
<input type="checkbox"/>	③臨床調査個人票(診断書)	<p>○ <u>難病指定医又は協力難病指定医に作成を依頼してください。</u></p> <p>○ 疾病ごとに様式が異なります。用紙はこの案内に同封してお送りしています。(厚生労働省または難病情報センターのホームページからも取得できます。)</p> <p>※ <u>医療機関によっては有料(文書料が発生する)の場合があります。</u> なお、当該文書料は医療費助成の対象とはなりません。</p>
<input type="checkbox"/>	④加入している医療保険の資格情報が確認できる資料	<p>○ マイナポータルの資格情報画面をダウンロードし印刷したもの、資格確認書、マイナンバーカード等</p> <p>※ <u>マイナンバーカードのみのご提示の場合は受付に時間を要する場合がございます。</u></p> <p>○ 受診者本人の他、基準認定世帯員のものが必要です。4ページをご参照ください。</p>
<input type="checkbox"/>	⑤受診者のマイナンバーカード等	○ 7ページ『マイナンバーの確認及び本人確認に必要な書類について』をご参照ください。
<input type="checkbox"/>	⑥申請者の本人確認ができる書類	
該当者のみ	⑦所得確認に必要な書類(所得証明書等)	○ 基準認定世帯員の税情報が情報照会確認できない場合。5ページをご参照ください。
非課税の方のみ	⑧収入確認に必要な書類	<p>○ 基準世帯員全員が非課税の方のみが必要です。6ページをご参照ください。</p> <p>○ 障害年金、遺族年金、特別児童扶養手当などの証書、払い込み通知書等</p>
該当者のみ	⑨「世帯内按分」を確認できる書類	○ 受診者と同じ医療保険上の世帯内に、「特定医療費(指定難病)の受給者」または「小児慢性特定疾病医療費助成の受給者」が存在する場合は、各受給者証(写し)。申請中の場合は支給認定申請書(写し)
該当者のみ	⑩「軽症高額該当」を確認できる書類	○ 8～9ページ『軽症高額該当(軽症者特例)の認定基準について』をご参照ください。
該当者のみ	⑪「高額かつ長期」を確認できる書類	○ 10～12ページ『高額かつ長期の認定要件について』をご参照ください。
該当者のみ	⑫生活保護受給証明書	○ 申請当日付で発行された原本をご持参ください。

※ 生活保護受給者の方で被用者保険未加入の方は④は不要です。

2. 医療保険の資格情報と所得(非)課税情報の確認について

自己負担上限額の決定のため、支給認定基準世帯員の税額等が必要となります。
加入している医療保険ごとに、支給認定基準世帯員が異なります。



(1) 医療保険の資格情報について

支給認定基準世帯員 全員 の資格情報の確認が必要です。

医療保険の資格情報はマイナンバーで確認可能ですが、受付に時間を要する場合がありますため、マイナンバーカードのみではなく、可能な限り「マイナポータル」の資格情報画面をダウンロードし印刷したものや「資格確認書」「資格情報のお知らせ」をご持参ください。

(福岡市国民健康保険、福岡県後期高齢者医療に加入の方は、受診者以外の分は省略可。)

受給者証から保険者名・記号及び番号・適用区分の記載が廃止されます

現在お持ちの受給者証には保険者名・記号及び番号・適用区分の記載がありますが、新たに交付される受給者証から順次記載がなくなります。

(医療機関では、医療保険の資格情報はオンライン資格確認等システム等で確認することになります。)

受給者証に医療保険の資格情報の記載はなくなりますが、自己負担上限額の決定に必要ですので、以下の場合は必ず届け出てください。

- 加入する医療保険が変わった
- 支給認定基準世帯員の増減があった

(2)所得(非)課税情報について

支給認定基準世帯員 全員 の税情報の確認が必要です。

福岡市が保有する税情報の連携や、マイナンバーによる情報照会により税情報の確認ができる場合は、所得証明書(または非課税証明書)の添付を省略することができますが、以下の場合は所得証明書等の提出や税の申告が必要です。

所得証明書等を提出する場合は、令和8年度分(令和7年1～12月の所得の証明)をご用意ください。

○所得証明書等の提出や税の申告が必要な方

税制上の住民税の申告をしていない方	<ul style="list-style-type: none">・住民税未申告の場合は、税情報がないため申告が必要です。・申告されない場合は、<u>所得情報が確認できないため上位所得として取り扱う場合があります。</u>
令和8年1月1日現在の住民票が福岡市外の方	<ul style="list-style-type: none">・申請書にマイナンバーの記載が無い場合や、記載に誤りがあった場合、令和8年1月1日の住所地がわからない場合は、情報が取得できないため所得証明書等の提出が必要です。・マイナンバーで情報照会した結果、所得証明書等が必要であることが分かった場合は、所得証明書等をご提出いただくこととなります。

※ 以下の書類は所得証明書として代用できません。

- ・勤務先から配布された「市町村民税・道府県民税特別徴収税額通知書(納税義務者用)」
- ・市町村から配布された「市民税・県民税 税額決定納税通知書」

※ 中学生以下の方については、所得があることが明らかである場合を除き、証明書の提出を省略できます。

※ 所得証明書等交付申請時は、本人確認書類(運転免許証等)の提示が必要です。

また、申請者が代理人の場合(ご本人以外の方が申請される場合)には、委任状が必要です。委任状の書き方等は福岡市ホームページ等でご確認いただけます。

【令和8年度(令和7年分)所得証明書(非課税証明書)の取得について】

○令和8年1月1日現在、住民票のある市町村から取得してください。

○令和8年1月1日現在、住民票が福岡市内の方の交付窓口(有料)

- ・各区役所納税課/出張所(入部出張所・西部出張所)
- ・天神証明サービスコーナー(市役所1階情報プラザ内)
- ・博多区証明サービスコーナー(博多区役所2階)
- ・千早証明サービスコーナー(東区なみきスクエア内)

3. 収入確認書類

基準世帯員全員の市町村民税が非課税の場合で、受診者(受診者が18歳未満の場合は保護者)が障害年金、遺族年金、特別児童扶養手当等を受給している場合は、令和7年中に受給した金額がわかる公的機関が発行する書類(証書、年金払込み通知書等)が必要です。

内 容	証明書類
障害年金、遺族年金、寡婦年金 特別障害給付金	年金振込通知書、年金支払通知書、年金額改定通知書 または年金決定通知書・支給額変更通知書
労災保険による障害補償に関する給付	労働基準監督署または障害補償給付を決定する機関の 証明書、支給決定通知書の写し(金額が記載されているもの)
特別児童扶養手当、障害福祉手当 特別障害者手当	手当証書の写し、区市町村からの支給決定額に係る 通知書
国民年金法等の一部を改正する法律附則 第97条第1項の規定による福祉手当	手当証書の写し、区市町村からの支給決定額に係る 通知書

(注1) 証明書類は、いずれも令和7年中(令和7年1月1日から令和7年12月31日まで)の収入金額がわかる書類を添付してください。

(注2) 月単位、隔月単位、年に満たない単位で送付されるものについては、対象期間(令和7年1月～令和7年12月の1年間)内の直近のもののみを添付で足りることとします。ただし、添付する確認書類で対象期間(令和7年1月～12月)に受給した全ての金額が確認できない場合、確認書類の余白に合計金額を記載してください。

(注3) 通帳の写しにより内容が確認できるものについては、それらの書類をもって証明書類に代えることができるものとします。

(注4) この表に掲げる証明書類以外で確認できるものがありましたら、お問い合わせください。

4. マイナンバーの確認及び本人確認に必要な書類について

(1) 申請者が受診者または保護者の場合

A 受診者のマイナンバーの確認 (正しい番号であることの確認)

以下のいずれかを提示

基準世帯員の

- マイナンバーカード(表裏両面)
- 通知カード(条件あり。以下参照)
※個人番号通知書は不可
- マイナンバーが記載された住民票、住民票記載事項証明書



B 申請者の本人確認

以下のいずれかを提示

申請者の

- 顔写真入りの身分証明書 1点(以下参照)
- 顔写真の入っていない身分証明書 2点(以下参照)



【通知カードとは】

本人のマイナンバーの他、氏名、住所、生年月日、性別、が記載されたカードです。
平成27年10月以降、市町村から各世帯に送付されていましたが、法律の改正により、通知カードは令和2年5月25日で廃止されました。

ただし、廃止後も通知カードの記載事項(氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバー)が住民票と一致している場合は引き続きマイナンバーを証明する書類としてご利用いただけます。

■ 本人確認の書類となるもの

顔写真入りの身分証明書	顔写真の入っていない身分証明書
マイナンバーカード 運転免許証 旅券(パスポート) 身体障害者手帳 など官公署が発行する証明書(写真あり)	特定医療費(指定難病)受給者証 公的医療保険の資格確認書 介護保険の被保険者証 年金手帳 など官公署が発行する証明書(写真なし)

(2) 申請者が受診者または保護者以外の場合(代理人)

A 受診者のマイナンバーの確認 (正しい番号であることの確認)

以下のいずれかを提示

基準世帯員の

- マイナンバーカード(表裏両面)
- 通知カード(条件あり。上記参照)
※個人番号通知書は不可
- マイナンバーが記載された住民票、住民票記載事項証明書

B 代理人の本人確認

以下のいずれかを提示

代理人の

- 顔写真入りの身分証明書 1点
- 顔写真の入っていない身分証明書 2点(上記の「本人確認の書類となるもの」参照)



C 代理権の確認

以下のいずれかを提示

- 委任状
- 法定代理人であることを証する書類
(戸籍謄本、その他資格を証明する書類)

法定代理人とは、

- ① 未成年の親権者
- ② 未成年後見人
- ③ 成年後見人 です

5. 軽症高額該当(軽症者特例)の認定基準について

難病医療費助成の認定は、定められた

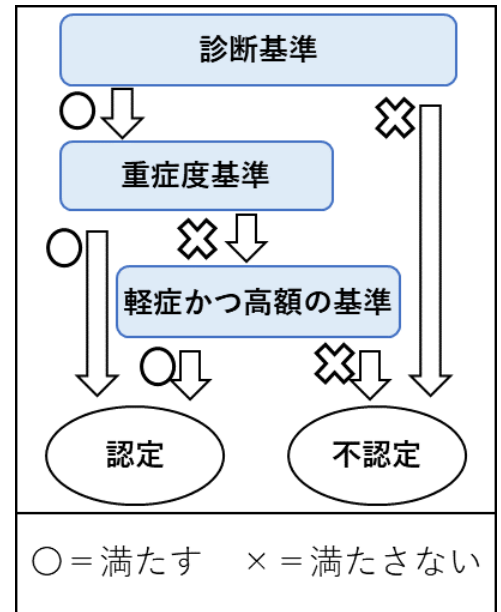
(1)診断基準(対象疾病に罹患しているか)と

(2)重症度基準(症状の程度が一定以上か)

の二つの要件を満たしているかどうかを審査することにより行われます。

しかしながら、診断基準は満たすものの、適切な服薬等の治療によって症状が抑えられたり改善したりした結果、重症度基準を満たさない(軽症)という場合も考えられます。

このような場合においても、難病の治療のため対象期間内において一定額以上の医療費がかかっている方については医療費助成の対象として認定し、受診者の負担軽減を図るのが「軽症高額該当(軽症者特例)」の制度です。



(1)対象の方及び認定基準

対象となる方	指定難病の対象疾患に罹患している(診断基準を満たす)が、症状の程度が一定程度以下(重症度基準を満たさない)の方
認定基準	医療費助成の申請をした日の属する月以前の12か月以内(申請月を含む。なお、発症日が申請日から過去1年未満の場合は、発症日から)において、申請した難病にかかった医療費又は難病医療費助成対象の介護サービス利用料の総額が、33,330円(※)を超える月が3か月以上ある。

※ 受診者が実際に医療機関の窓口で支払った額ではなく、加入する医療保険が負担する分を含めた医療費総額(10割分)です。

ただし、入院時の食費及び療養病床入院時の居住費は医療費助成の対象となりませんのでこの場合の医療費総額に含みません。

※ 受診者が窓口で支払う自己負担額に換算すると1か月あたりおおむね次の金額になります。

医療費総額	医療保険等の自己負担割合	窓口での支払い額に換算(目安)
33,330円	3割の人	10,000円
	2割の人	6,670円
	1割の人	3,340円

(2)申請に必要な書類等

下記①～③のいずれかを添付して申請してください。

- ① 自己負担上限額管理票(特定医療費(指定難病)受給者証)該当ページ
- ② 指定難病に係る医療費管理表(様式第4号) ※医療機関が記入
- ③ 医療費申告書(様式第5号) ※申請者が記載、診療点数が分かる領収書を添付

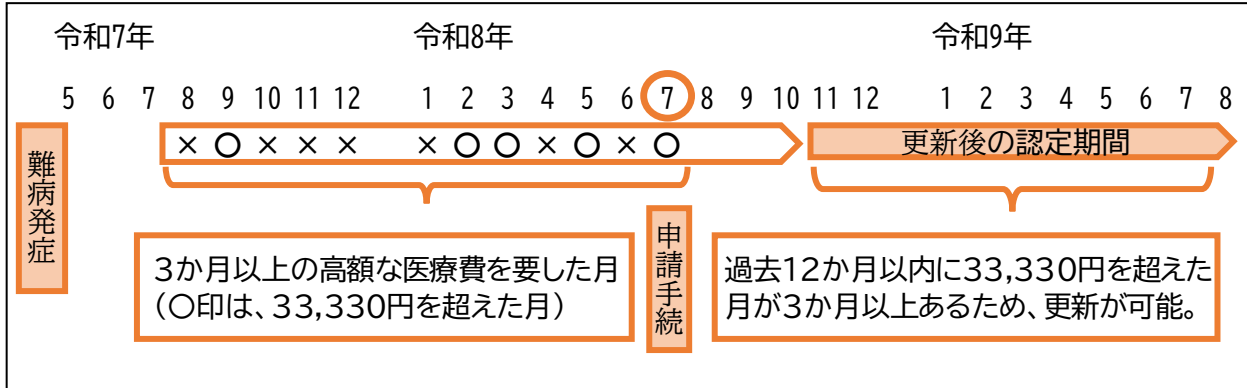
※ ②③の様式は各区健康課窓口または市ホームページから取得できます。

(3)医療費の算定対象期間

発症から1年以上経過している方 → 申請した日の属する月から12か月前の期間

例:令和8年7月が申請月

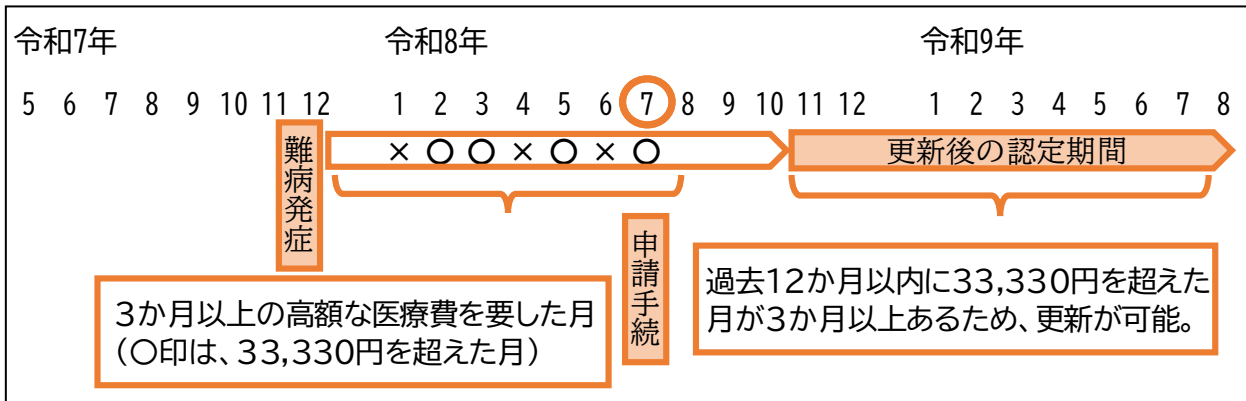
→ 令和7年8月から令和8年7月までの医療費で算定



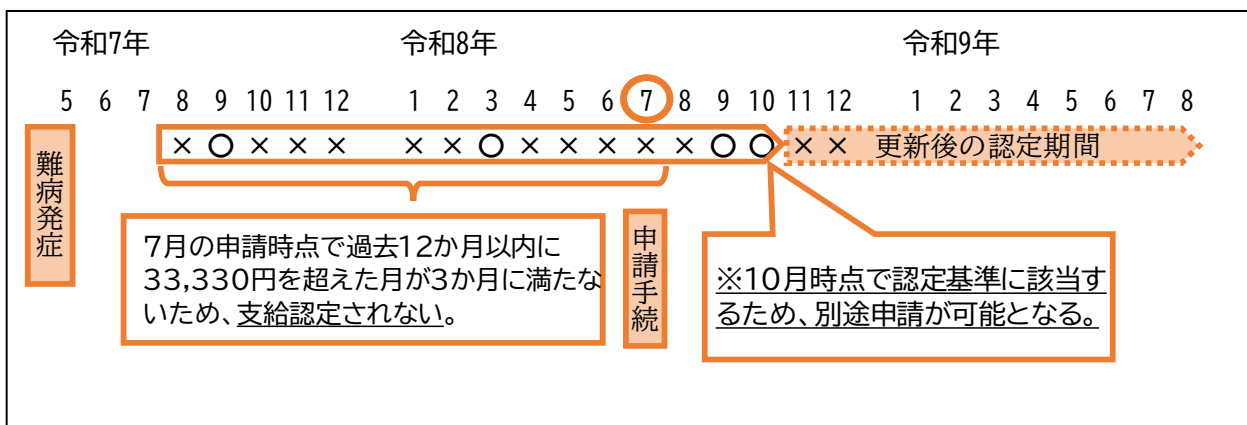
発症から1年未満の方 → 難病を発したと認められた月から申請日の属する月までの期間

例:令和7年12月に発症、令和8年7月に申請

→ 令和7年12月から令和8年7月までの医療費で算定



認定されない例



6. 高額かつ長期の認定基準について

支給認定基準世帯員の所得状況に応じて、受給者が同一月に自己負担する額(自己負担上限月額)を以下のように決定し、これを超える自己負担は発生しません。

難病医療費助成の支給認定を受けた方が、指定医療機関で受ける医療について、費用が高額な治療を長期間にわたり継続しなければならない方として認定された場合、自己負担上限月額が軽減されます。

【自己負担上限月額】

階層区分	階層区分の基準		自己負担割合:2割(現在1割の方は1割)		
			自己負担上限月額 (外来+入院+薬+訪問看護)		
			一般	高額かつ 長期	人工呼吸器等 装着者
生活保護 (A)	—		なし		
低所得Ⅰ (B1)	市町村民税 非課税 (世帯)	本人年収 ~82万6,500円	2,500円		1,000円
低所得Ⅱ (B2)		本人年収 82万6,500円超	5,000円		
一般所得Ⅰ (C1)	市町村民税 課税 (世帯)	所得割額 7万1,000円未満	10,000円	5,000円	
一般所得Ⅱ (C2)		所得割額 7万1,000円以上 25万1,000円未満	20,000円	10,000円	
上位所得 (D)		所得割額 25万1,000円以上	30,000円	20,000円	
入院時の食事療養費及び生活療養費			全額自己負担 (生活保護受給者を除く)		

※ 受診した複数の医療機関等(薬局、訪問看護ステーションを含む)の自己負担額をすべて合算した上で、自己負担上限額を適用します。

※ 入院時の食費及び療養病床入院時の居住費は、全額自己負担となります。
これらの自己負担については、月額自己負担上限額の計算には含まれません。

(1)対象の方及び認定基準

対象となる方	所得階層区分が「一般所得Ⅰ」(負担上限額が 10,000 円)、「一般所得Ⅱ」(同 20,000 円)、「上位所得」(同 30,000 円)で下記の認定基準を満たす方
認定基準	「高額かつ長期」の認定申請を行った日の属する月以前の 12 か月以内(申請月を含む)において、支給認定を受けた指定難病の 1 か月当たりの医療費総額が 50,000 円を超えた月が 6 か月以上ある。

※ 所得階層区分が「生活保護」(負担上限額が 0 円)、「低所得Ⅰ」(同 2,500 円)、「低所得Ⅱ」(同 5,000 円)の方は、高額かつ長期の申請を行い認定されても負担上限月額は変更しません。

※ 受診者が実際に医療機関の窓口で支払った額ではなく、加入する医療保険が負担する分を含めた医療費総額(10 割分)です。

ただし、入院時の食費及び療養病床入院時の居住費は医療費助成の対象となりませんので、この場合の医療費総額に含みません。

※ 受診者が窓口で支払う自己負担額に換算すると 1 か月あたりおおむね次の金額になります。

医療費総額	医療保険等の自己負担割合	窓口での支払い額に換算(目安)
50,000 円	2割の人	10,000 円
	1割の人	5,000 円

(2)申請に必要な書類等

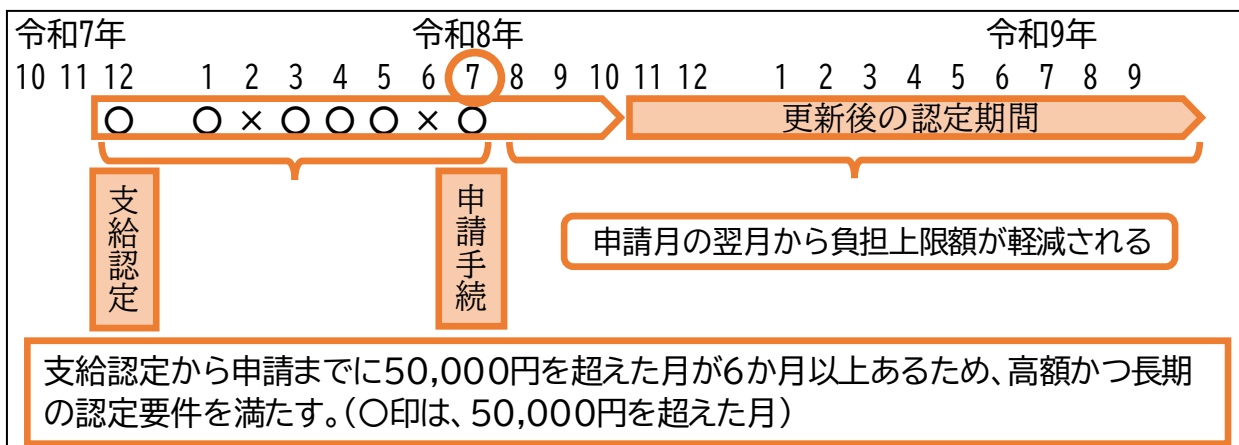
下記①～③のいずれかを添付して申請してください。

- ① 自己負担上限額管理票(特定医療費(指定難病)受給者証)該当ページ
- ② 指定難病に係る医療費管理表(様式第4号) ※医療機関が記載
- ③ 医療費申告書(様式第5号) ※申請者が記載、診療点数が分かる領収書を添付

※ ②③の様式は各区健康課窓口または市ホームページから取得できます。

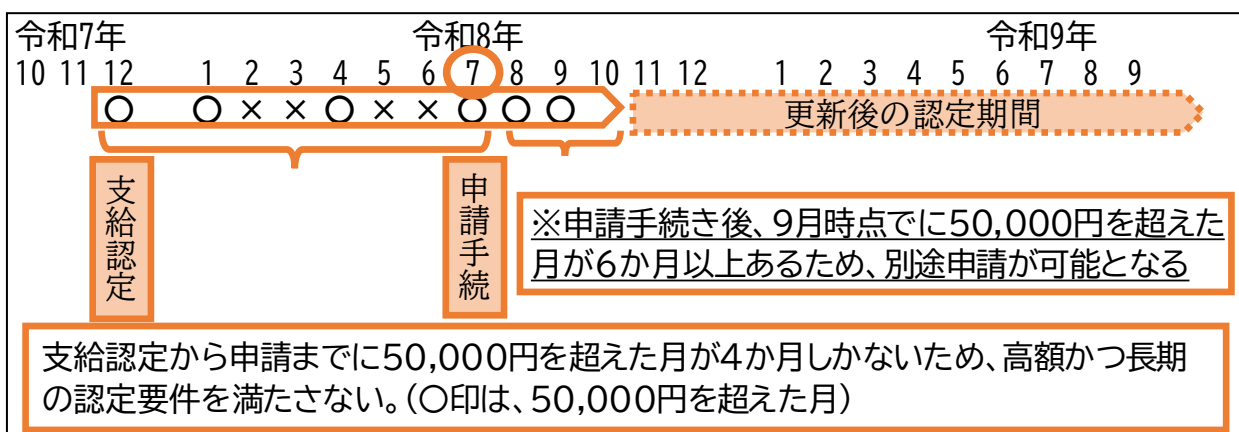
(3)医療費の算定対象期間

認定される例



認定されない例

次のように、支給認定を受けてから「高額かつ長期」の認定申請を行うまでの間(申請月から起算して12か月以内)において、医療費総額が50,000円を超えた月が6か月に満たない場合、申請後に超えた月があったとしても、認定の対象になりません。



【ご案内】指定難病要支援者証明事業(「登録者証」発行事業)について

難病法の改正により、福祉、就労等の各種支援を円滑に利用できるようにするため、令和6年4月から都道府県等が患者の申請に基づき指定難病に罹患していること等を確認し、「登録者証」を発行する事業が創設されました。登録者証により、福祉、就労等の各種支援で、従来必要であった診断書等の提出が不要になるなど、利便性の向上が期待できます。

対象者は、国が指定する指定難病の患者です。重症度基準を満たさず受給者証の交付を受けられなかった方も対象となります。

発行を希望される方は、必要書類を揃えて各区保健福祉センター健康課へ申請書を提出してください。

詳しくは、福岡市ホームページをご参照ください。

「福岡市 難病 登録者証」 [検索](#)

研究利用に関するご説明

指定難病の患者に対する良質かつ適切な医療支援の実施や指定難病患者であることを証明するため、当該疾病の程度が一定以上である者等に対し、申請に基づき医療費助成の実施や登録者証の発行をしています。

これらの申請時に提出していただく「臨床調査個人票」は、医療費助成・登録者証発行の対象となるか否かの審査に用いられますが、加えて、同意をいただいた方については、記載されている情報を厚生労働省のデータベースに登録し、指定難病に関する創薬の研究開発や政策立案等にも活用させていただきます。

本紙をお読みいただき、臨床調査個人票の情報が、①厚生労働省のデータベースに登録されることや、②研究機関等の第三者に提供され、指定難病に関する創薬の研究開発等に利用されることに同意いただける場合は、ご署名頂き、「臨床調査個人票」とともに、申請先の都道府県又は指定都市へ提出ください。

また、同意をいただいた後も、その同意を撤回することができます。同意書提出時に未成年だった患者の方が、成人後に撤回することも可能です。

なお、同意については任意であり、同意されない場合も医療費助成や登録者証発行の可否に影響を及ぼしません。

《 データベースに登録される情報と個人情報保護 》

厚生労働省のデータベースに登録される情報は、臨床調査個人票に記載された項目です。臨床調査個人票については、以下の URL をご参照ください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000084783.html>

厚生労働省のデータベースは、個人情報保護に十分に配慮して構築しています。データベースに登録された情報を研究機関等の第三者に提供するに当たっては、厚生労働省の審議会における審査を行います。

患者個人を識別することができない「匿名加工」を行うため、患者個人の氏名や住所等の情報は第三者に提供されません。提供された情報を活用した研究成果は公表されますが、その際にも、個人が特定される情報が掲載されることはありません。

また、提供された情報を活用する企業等に対しては、情報漏洩防止のための安全管理措置等の情報の取扱いに関する義務が課されます。義務違反の場合には、厚生労働大臣による立入検査や是正命令が行われるとともに、情報の不適切利用等に対して罰則があります。

臨床研究等の実施に関して協力を求める場合は、改めて、それぞれの研究者等から主治医を介して説明が行われ、皆様の同意を得ることになります。

◀ データベースに登録された情報の活用方法 ▶

厚生労働省のデータベースに登録された情報は、

- ①国や地方公共団体が、難病対策の企画立案に関する調査
- ②大学等の研究機関が、難病患者の良質かつ適切な医療の確保や療養生活の質の維持向上に資する研究
- ③民間事業者等が、難病患者の医療・福祉分野の研究開発に資する分析等を行う場合に活用されます。

例えば、製薬企業等が、創薬のために、開発したい治療薬の対象患者の概要把握（重症度等の経過・治験の実行可能性等）や治験で使用する指標の検討等に活用することが想定されます。

◀ 同意の撤回 ▶

同意をいただいた後も、情報の登録や、登録された情報の研究機関等の第三者への提供・利用について、同意を撤回することができます。いただきました同意の撤回書を踏まえて、厚生労働省において速やかに対応いたします。必要な手続きは、厚生労働省ホームページを確認してください。

同意撤回後に、その情報が第三者に提供されることはありませんが、既に情報を提供している場合等には、その情報の削除はできませんのでご了承ください。

なお、同意の撤回は、同意書に署名した方が代理人の場合は、原則として当該代理人の方の署名をお願いします。ただし、同意書提出時に未成年だった患者の方が、成人後に撤回する場合においては、この限りではありません。

令和8年度 福岡市難病講演会一覧表（予定）

福岡市保健所では、各区保健福祉センターと一緒に難病についての講演会等を開催しています。

★ 参加費は無料で、お住まいの区の開催に限らず全てご参加いただけます。

R8.4.23 現在

テーマ	講師	日時・場所
膠原病の多彩な症状と つきあう (仮)	九州大学大学院医学研究院 医学教育学講座 教授 新納 宏昭 先生	令和8年9月16日(水) 14:00~15:30 市民福祉プラザ(ふくふくプラザ)
神経難病の在宅療養 ~安心して生活する ためのポイント~ (仮)	にのさかクリニック 理事長 ニノ坂 保喜 先生	令和8年10月13日(火) 14:00~16:00 市民福祉プラザ(ふくふくプラザ)
難病の治療と就労支援の 両立について (仮)	産業医科大学 産業生態科学研究所 産業精神保健学研究室 教授 江口 尚 先生	令和8年12月22日(火) 14:00~16:00 市民福祉プラザ(ふくふくプラザ)

※ 日程は、予定となっております。変更や中止となる場合もありますので予めご了承ください。

※ 開催が決定しましたら、福岡市ホームページや、市政だより情報BOX等でご案内します。

※ 開催月の前月頃に市政だより情報BOXに掲載し、予約が必要な講座に関しては、掲載後より予約受付を開始します。

<お問い合わせ先>

福岡市保健所 精神保健・難病対策課
難病等医療連携担当

電話：092-711-4986

FAX：092-733-5535

福岡市難病相談支援センターのご案内

福岡市難病相談支援センターは地域で生活する難病患者さんやそのご家族などの療養生活の質の維持・向上を支援しています。

難病相談支援センターでは療養生活、仕事、患者さん同士の交流などのご相談に対応し、更新の時期に合わせた地域での個別相談会を予定しています。指定難病の更新に合わせた個別相談会は事前予約優先です。お早目にご予約ください。

個別相談会予定表

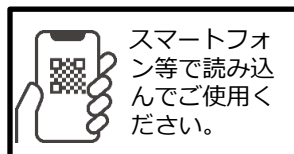
日程	会場
7/24 (金)	城南区保健福祉センター (鳥飼5-2-25)
7/28 (火)	西区保健福祉センター (内浜1-4-7)
7/29 (水)	中央区保健福祉センター (舞鶴2-5-1 あいれふ6F)
7/30 (木)	南区保健福祉センター (塩原3-25-3)
7/31 (金)	早良区保健福祉センター (百道1-18-18)
8/5 (水)	博多区保健福祉センター (博多駅前2-8-1博多区役所6F)
8/7 (金)	東区保健福祉センター (箱崎2-54-27)

予約

電話もしくは
二次元コードから

電話 092-643-8292

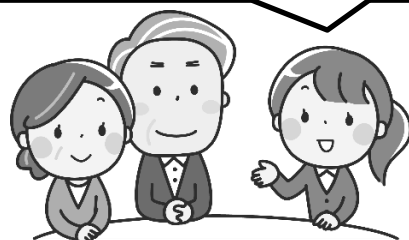
申込フォーム



スマートフォン等で読み込んでご使用ください。



普段感じているちょっとした不安など、お話ししてみませんか？相談はすべて無料です。



毎月1日にメールマガジン配信中！

メールマガジンではイベントなどの情報をお知らせします。ご興味のある方はぜひご登録ください。



福岡市難病相談支援センターで検索

〒812-8582

福岡市東区馬出3-1-1 九州大学病院 北棟2階

電話 092-643-8292

FAX 092-643-1389

右図の二次元コードから、ホームページのお問い合わせフォームもご利用いただけます。



九州大学病院内アクセス図



令和8年度 イベントのお知らせ

交流会「ふくおか難病ピアサロン」

患者さん、ご家族、支援者の方々を対象とした、疾患に限定しない交流会です。難病ピア・サポーターが参加者の皆さんのお話をお聞きします。

日程 8/18(火) 11/9(月) 2月予定

時間 10時～16時のうち1組2時間程度

会場 福岡市役所1階 多目的スペース
(福岡市中央区天神1-8-1)



- ピア・サポートはピア（仲間）同士の支えあいです。
- 特定のテーマでお話したい方は事前にご相談ください。
例）・同じ難病について話したい。
・仕事について相談したい。
・理解を得たい。
- 相談内容に合わせてご対応します。事前にご連絡ください。

交流会「ふくおか難病オンラインピアサロン」

オンライン（Zoomミーティング）を利用した交流会を年3回開催しています。毎回テーマを決め、専門家を招く企画や、難病ピア・サポーターを囲んで気軽にお話しする回もあります。詳細は随時ホームページでお知らせします。

交流会「ふくおか難病ピアサロン 特別限定版」

女性限定・男性限定の交流会もあります。「気軽に参加できる」と好評な企画です。お申し込みは電話やWEB予約で受付中です。

日程 7/11（土）

申込フォーム

時間 女性：10時～12時

男性：14時～16時

会場 アクロス福岡2階

セミナー室2（福岡市中央区天神1-1-1）



市民公開講演会

難病のある方、ご家族等どなたでもご参加いただける講演会を開催します。

今回は落語家をお招きした「笑い与健康」をテーマにした講演会です。

詳細が決まり次第ホームページで公開します。お楽しみに！

日程 9/12（土）

時間 13時30分～16時

会場 ふくふくプラザ

(福岡市中央区荒戸3-3-39)

福岡市難病相談支援センター主催のイベントはすべて参加費無料です。そのほかにもホームページには、患者会主催のイベントなど、様々な情報を掲載しています。FacebookなどSNSも活用して情報をお届けしていますので、ぜひ右図の二次元コードからご確認ください。

